

EPAに関する相談事例

『JETROに寄せられた相談事例から』

日本貿易振興機構（JETRO）

海外ビジネスサポートセンター貿易投資相談課
アドバイザー（貿易実務・EPA） 塩井 彰

2026年10月14日

1 | 複数ある協定を選択する（譲許表、原産地規則、原産品判定等）

◆協定選択(判断基準)を考える際の順序

（１）World Tariff で **関税率** を確認 ➡関税率の低い協定を選択

（２）税関サイトで **PSR** を検索 ➡原産地規則での検討

協定でPSRが異なる場合に、

（３）判定を立証しやすい方を選ぶ方法

（４）**「売り」の汎用性を確保する方法（輸出戦略での選択）**

対象協定の「**譲許表**」を見るのが正式だが、便宜的には、JETROのWebサイトから「世界各国の関税率」項の“World Tariff”アプリによる検索が便利

「PSR」 : Product Specific Rule （品目別原産地規則） ➡ HSコード毎の基準

1 a | 複数ある協定を選択する（譲許表、原産地規則、原産品判定等） （相談事例から）

（質問）複数協定が存在する場合の選択方法

日本からタイへ当社製マーガリン(HSコード1517.10)を輸出します。EPAの申請で、4桁変更(CTHルール)を適用します。HSコード1514.99の原材料（その他の精製油）がありますが、4桁変更しているので問題ないでしょうか。また加工時に混合する他社から調達するHS1521.90 もありますがどのように対応するべきでしょうか。なお、今後はベトナムへも輸出することを検討しております。

考察ポイント

- ・ EPAにより証明基準が異なる場合の対応（協定により異なる2通りがあるとき）
- ・ 「サプライヤー証明書」の要不要を勘案する（証明手続きの簡素化）

（回答）

・ HS1517.10のタイ輸入・MFN税率は30%です。EPA特惠税率は、**JTEPAとAJCEP とも Free** です。
(RCEPもありますが、20%です) 品目別規則は、**JTEPA (CC)**、**AJCEP (CTH)** と異なります。
材料1514.99は、**同じ15類でCCを満たしません**が、**CTHを満たします。従い、AJCEPを使う**ことで原産品判定と証明をCTHルールで行うことをお勧めします。なお他の材料がCTHを満たしていることが前提となります。

・ 材料 HS1521.90 は、本来「サプライヤー証明」を要しますが、CTHルールを満たしていることから「対比表」(典拠資料)で、“原産/非原産の別”を“非原産材料”として区分した申告をします。その結果、追加資料（サプライヤー証明）が不要になります。

● **AJCEPで原産判定を得ておけば**、今後 **ASEAN10ヶ国へ同一品輸出**の際、原産品判定を使えます。

【協定選択の判断】👉 「売り」の汎用性を確保する（輸出戦略で選択）

1 b | 複数ある協定を選択する（譲許表、原産地規則、原産品判定等） （相談事例から）

（質問）お客様からEPA原産地証明書対応の要求を受けました

お客様が当社から日本酒(HS2206.00)を調達して、日本からベトナムへEPA(種類不明)を利用して輸出する予定です。お客様より当社に「原産品判定依頼を行い、判定番号を取得」して欲しいとの依頼を受けております。その後、お客様自身が特定原産地証明書を取得することです。EPAを利用した経験がないため、原産品判定方法をご教示ください。

考察ポイント

- ・ 原産性判定依頼するのは「生産者」、ビジネス判断は「輸出者」（証明書発給申請者）
- ・ 日本とベトナムとの間に発効、利用できるEPA(協定) 4種類のうち、どれを選ぶか？

（回答）

相手国と日本の間に**複数EPA(協定)**が存在し発効済みの場合、それぞれを使うときの選び方は、**売買の2当事者の自由選択**です。

- (a) 関税が有利なEPAを（輸入者と協議して）選ぶ OR 輸入者から既にEPAが指定されている場合も
- (b) 原産基準(PSR)の違いをみて証明しやすい基準のEPAを選択する ➡輸出者主導で決められる
- (c) 今後同一品を他国へ輸出する可能性を考慮して決める（ASEAN向けなど） ➡輸出国を考慮する

●日本とベトナムとの間に発効し、利用できる EPA(協定) 4種類

【RCEP】 地域的な包括的経済連携協定

【JVEPA】 日ベトナム経済連携協定

【AJCEP】 日・ASEAN包括的経済連携協定

【CPTPP】 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

(World Tariff) MFN税率、EPA税率の確認

Japan Free Trade Agreements Economic Partnership Agreements

VN HS number 2206.00.20

Commodity Description		MFN	AJCEP	CPTPP	RCEP	RCEP/AU	RCEP/CN
	OTHER FERMENTED BEVERAGES (FOR EXAMPLE, CIDER, PERRY, MEAD); MIXTURES OF FERMENTED BEVERAGES AND MIXTURES OF FERMENTED BEVERAGES AND NON-ALCOHOLIC BEVERAGES, NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED						
2206.00.20	- Sake (rice wine)	55%	Free	Free	27.5%	27.5%	27.5%

Commodity Description		RCEP/JP	RCEP/KR	RCEP/NZ	VJEPA
	OTHER FERMENTED BEVERAGES (FOR EXAMPLE, CIDER, PERRY, MEAD); MIXTURES OF FERMENTED BEVERAGES AND MIXTURES OF FERMENTED BEVERAGES AND NON-ALCOHOLIC BEVERAGES, NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED				
2206.00.20	- Sake (rice wine)	30%	27.5%	27.5%	Free

Agreement	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
RCEP															49.5%	44%	38.5%	33%	27.5%	22%	16.5%	11%	5.5%	Free	
RCEP/JP															50%	45%	40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	Free
TPP11											39.3%	19.6%	Free												
VJEPA		59%	53%	47%	41%	35.5%	29.5%	24%	18%	12%	6%	Free													

HSコード2206.00 品目別規則(PSR)

RCEP	CPTPP	VJEPA	AJCEP
CTH	第22.05項から第22.06項までの各項の産品への 他の項の材料からの変更	CC	CC

2～10 協定独自ルール of 解説、その他・相談事例から

日インド協定

一般ルール（原産地規則）

Form-I と インド CAROTAR2020関連の輸入手続き

RCEP

累積（救済規定のひとつ）

連続する原産地証明書（Back-to-back C/O）

認定輸出者による自己証明

税率差ルール

三国間貿易(仲介ビジネス)におけるEPA活用

繊維製品の加工工程基準

【トピックス】中古品はEPA認定できるか？

CPTPP 「再製造品」規定

2 | 協定独自ルール 日インド協定（一般ルール）（相談事例）

（質問）

日本からインドへ車の部品(コネクター)を輸出します。HSコードは8538.90です。日インド協定の申請で特惠基準を確認したいのですが、一般規則でCTSHの6桁変更とVAJルールで間違いないでしょうか。

（回答）

適用される原産地規則は“一般ルール”となりますこと、ご理解の通りです。

日インド協定の定める「原産品」の原産性判定基準は以下の通りです。

(1)完全生産品当該締約国の領域において完全に得られる産品

(2)当該締約国で非原産材料を使用して得られる産品

(2)-A : 一般ルール(一般原産地規則:品目別規則に規定のない品目に適用)

(2)-A-1 35%の付加価値基準 (“LVC35”)

(2)-A-2 6桁の関税分類変更基準 (“CTSH”) **2つの基準を満たす必要**があります。

(参照) 協定第27条29条

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_ba_j.pdf

(JICEPA協定文本文)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_x02_j.pdf

(JICEPA協定文・附属書2 品目別規則)

附属書2に、当該産品に係る品目別規則が規定されていないことから、“一般ルール”が適用されます。

(整理) 各EPAの原産地規則の違い

○各EPA原産地規則における実質的変更基準の規定方法の違いは下表の通り。

○品目別規則に規定がある場合と、協定本文に規定がある(※)場合がある。

※ 本説明においては「一般ルール」と呼ぶ。

	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
協定本文に規定 (一般ルール)	他の項の材料から の変更 又は 付加価値40%以上	他の号の材料から の変更 及び 付加価値35%以上	存在しない
品目別規則に 規定 PSR	一般ルール適用以 外の品目を規定	一般ルール適用以 外の品目を規定	全ての製品につい て規定

◆一般ルールは・・・

品目別規則に規定のない製品は、協定本文の規定を適用する。

(出所) 税関ウェブサイトより引用

3 | 日インド協定（輸入通関時の税関指摘への対応）（相談事例）

（質問） CAROTAR2020/Form-I ・インド国側での輸入申告

従来より日本からインドへ日インド協定でFORM-Iを作成して化学品(HS39xx.xx)を輸出しております。製品の原材料は社外秘の機密成分なので、マテリアル A、B、Cとぼかしていたのですが、今般、インドの通関で、原材料の詳細情報を提供するように税関から言われ通関が止まっています。できれば材料名までは開示したくないのですが、開示の必要があるのでしょうか。

考察ポイント

インド税関から輸入者が質問を受け、輸出者にその対応依頼が来ている場合：
➡ **貿易における輸入国税関と輸入者の対応：輸出者はどこまで責任があるのか？**

（回答）

（考え方・スタンス）

インド税関のカロタール手続き：FORM-I は「**輸入者の義務**」であることが前提。

インド取引先(輸入者) と 相談者(輸出者)の間の 取引関係性を踏まえた事業判断で、対応方法を決めるべきです。

（相談対応）（※JETRO／日本サイドでインド税関による現実の輸入実務の詳細は不明） 解決方法の提案となりますが、

- 1) インド税関(のみ)へ直接回答することで通関できないか、相手方と調整を行う（案）
- 2) 日商へは(材料名)資料は提出済みであって、原産性確認が公的に認められている旨を主張する会社レターを自社から相手(輸入者)へ出すことはどうか？ と相談で会話をを行った。（**質問者ご自身のアイデア**）

上記の 1)または 2)、あるいは両方の合わせ技など；インド取引先を通じて調整してみることを提案。

（その他） 本質 ⇒ 日インド協定の関税譲許メリット享受を受けられなくなるのはインド取引先。（材料非開示は）両者取引の関係に基づく総合判断。原材料名がトレードシークレットであれば相手とNDA締結の検討も、など。

4 a | RCEP（累積）

（質問） RCEPの協定累積

RCEPの累積規定について教えてほしい。

累積 とは？

製品の生産が行われた輸出締約国のみでは原産性判断基準を満たせない場合に、他の締約国で生産された材料や行われた生産行為を、輸出締約国の材料又は生産行為として扱う（原産扱い）ことでより原産地規則を満たしやすくする規定をいいます。

（出所：基礎から学ぶ原産地規則 日本関税協会）

- ➡ 原産地証明書やサプライヤー証明書など「原産性を証明できる資料」を入手しておく
- ➡ 原産地証明書や原産品申告書の中で累積条項(ACU)を使用している旨の申告が要求される

（回答） 協定累積と地域累積・国累積

▼ RCEP協定解説書(JETRO・P.53,54から)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf

モノの累積（締約国間ロールアップ）と生産行為の累積



RCEP協定で規定されている累積の制度は一般には

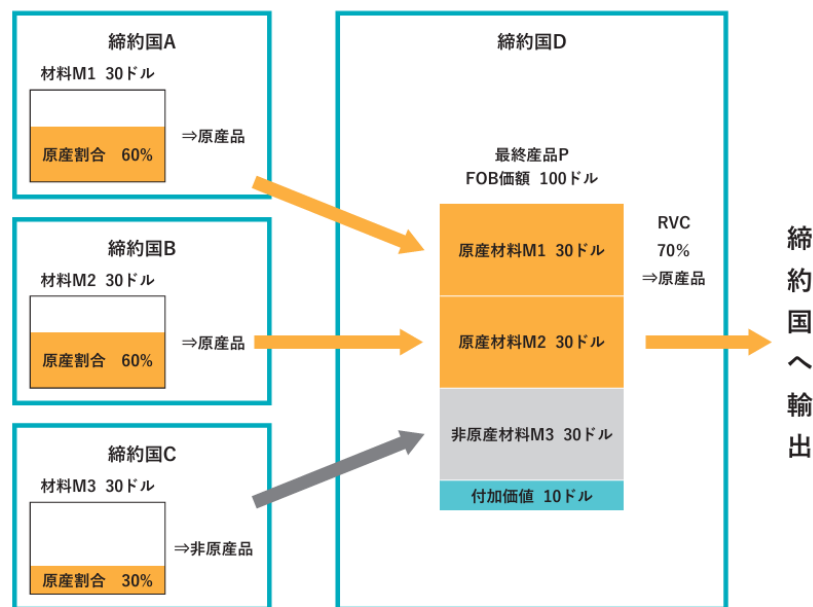
「モノの累積」といわれるものです。

これは、他の締約国から輸入された原産材料については、その原産材料そのもの「モノ全体」を自国の原産材料として扱う考え方。「締約国間ロールアップ」といいます。

他方で「**生産行為の累積**」と呼ばれる概念があります。

これは他の締約国で行った生産行為を自国で行った生産行為として(付加価値へ参入する)考え方です。

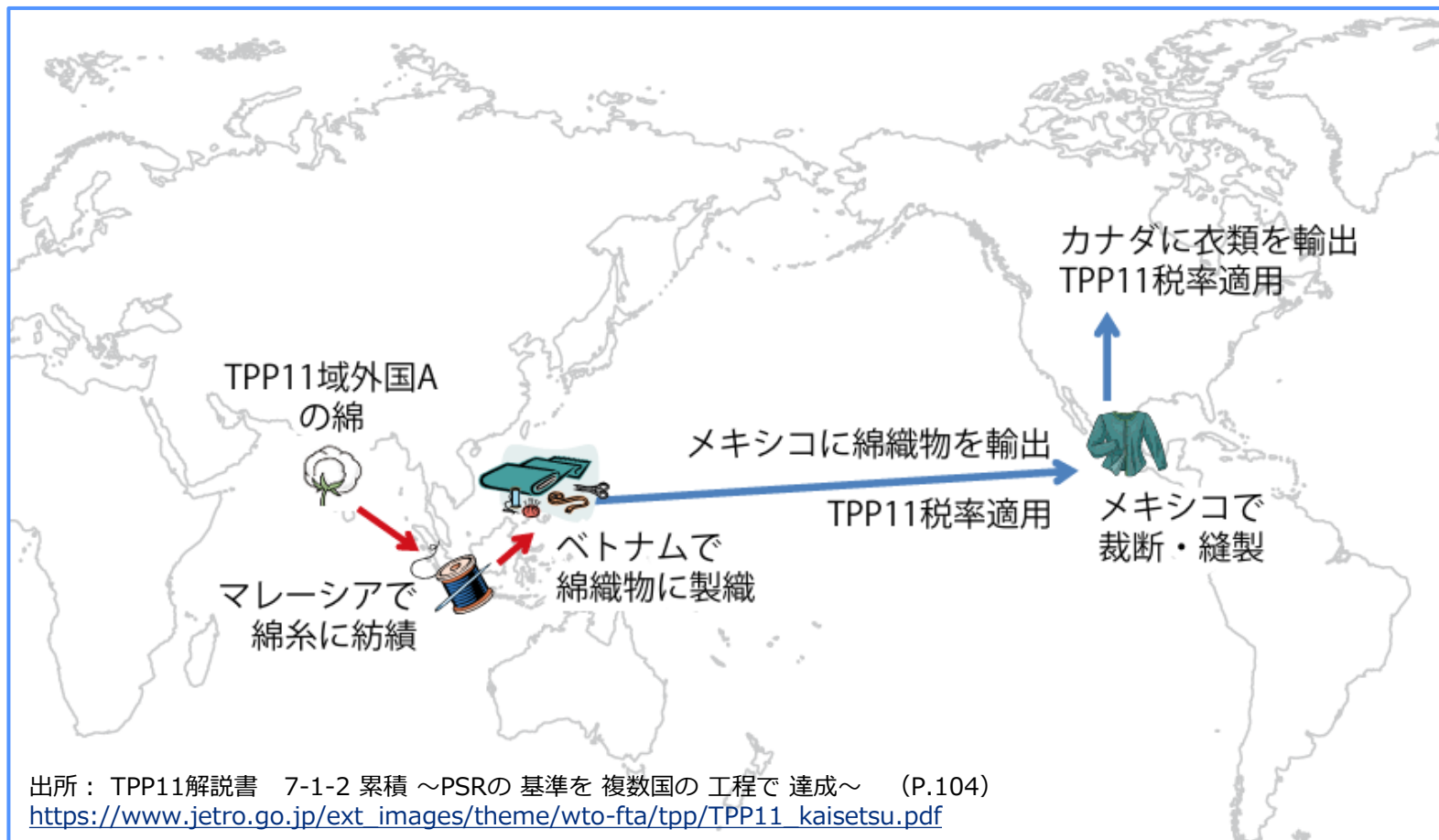
図4-5 累積（締約国間ロールアップ）の例



※材料M1～M3および最終製品Pの品目別規則(PSR)は域内原産割合(RVC)40%とする。

※RVCは控除方式: $(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額}) \div \text{FOB価額} \times 100$ で算定する。

4b | 累積の例（「生産の累積」）



○ マレーシア製の綿糸は、域外国の原綿から紡績しているため非原産品です。ベトナムで製織する過程では綿糸は非原産材料として扱いますが、紡績工程はマレーシアで行われているため、**マレーシアとベトナムの2カ国を一つの地域と捉えて生産工程を累積すること（完全累積）**により、綿織物のPSRであるヤーンフォワードを満たします（綿織物は原産品）。

○ メキシコ製の衣類は、**紡績（マレーシア）、製織（ベトナム）、裁断・縫製（メキシコ）の生産工程を累積し**、原産品となります。**→ TPP11の繊維製品のSPルールは「3工程ルール」**

4 c | 「累積」 - Accumulation のいろいろ

“メガEPA” (多国間協定)における累積、協定原産と締約国原産

協定	原産性 (扱い)	物の累積 (部分累積)	生産行為の累積 (完全累積)
CPTPP(TPP11)	協定原産(§3.2)	あり (§3.10累積 の第2項)	あり (§3.10累積の第1項)
日EU-EPA	国原産・EU原産	あり	あり
日ASEAN	国原産	あり	なし
RCEP	国原産	あり	なし

- **【締約国原産】** 「モノ」の累積は多くの2国間EPAで認められている。締約相手国原産材料を、自国の原産材料とみなす ➡ “「締約国」や「一の締約国」” という原産地規則章の記述がある。
- 「ものの累積」と「生産行為の累積」両方を日EU・EPA および CPTPP が規定
➡ 日EU・EPAは「完全累積」…日本で実施した加工工程とEU域内で実施した加工工程とを合算して評価できる。一方で、
➡ CPTPPでは「締約国の一 又は 複数の生産者が 他の締約国で生産した材料を 原産材料として考慮できる。(§3.10累積の第1項)」(完成品の生産に寄与した生産行為を考慮可能)
 - ・ (§3.10累積の第2項) ➡他の締約国の原産品／原産材料を自国の原産品／原産材料と見なせる
 - ・ (§3.10累積の第3項) ➡他の締約国で非原産材料を生産する行為の部分付加価値と見なせる
(参照先：原産地規則章Ch.3 から §3.10 累積(条文)の第1,2,3項)

4 d | RCEP「累積」適用時の根拠資料（相談事例）

（質問） RCEP・累積規定を適用するための根拠資料は何か

当社が海外から輸入した「RCEP加盟国が原産地」である非原産材料について、原産判定したい。救済規定としてRCEP「累積」規定を適用するための根拠資料は輸入時のインボイスでよいのでしょうか？それでは不足で、サプライヤから「原産地宣誓書」のような証明書類などが必要なののでしょうか。

考察ポイント

原産性を証明する際の **救済規定「累積」** ➡ **立証方法は？**

（回答）

1. 「サプライヤー証明書」は納入材料が原産材料であることを、取引先が証明する私的文書です。

2. **RCEPの累積規定**を利用し、**RCEP締約国から輸入した原材料を日本の原産材料とみなして証明する場合：当該締約国の発給機関から発行された特惠原産地証明書の写しを裏付け資料として、**原産品判定依頼の申請時に提出します。➡**公的証明(書)が必要**
(商業インボイスではEPA原産地規則を充足する原材料であることの確認ができません)

▽付記事項（当局の公式Q&Aから）「サプライヤーによる証明書類は疎明資料の一つとなりえるが、事後確認の際には必要に応じて当該材料の生産に関する資料の提供を求める可能性がある。」

出所：2021年12月 財務省関税局主催「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に係る業務説明会」のQ&A集 No.20
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/rcep/rcep_qa_202112.pdf

5 「連続する原産地証明書」 (Back-to-back C/O) (相談事例)

(質問)

中国から日本へ輸入済みの商品を、ベトナム向けに再輸出する案件があります。
商品自体は日本国内で加工等を行わず、中国原産のままベトナムへ再輸出する予定です。

- 1) 日本からベトナム向けに再輸出する際の必要書類
- 2) 中国原産品として、日本輸入時のRCEP原産地証明書を利用できるか
- 3) 日本側でBack-to-Back C/O等の原産地証明書を発行する必要があるか、詳しい詳細が知りたい。

(回答) RCEPにおける“連続する原産地証明書”が活用できる可能性があります。

“連続する原産地証明書”の日本での発給は、日本商工会議所が行いますが、

- (1) RCEP協定に基づく**最初の原産地証明書（中国で発給）**、および、
- (2) 貨物について日本国内で **加工が行われていないことを示す書類**、が必要書類となります。

なお、“連続する原産地証明書”における RCEP原産国は中国 であり、ベトナム輸入では中国をRCEP原産国とするEPA特惠税率が適用される点にご留意ください。

●日本国内で加工されず、RCEPの積送基準を満たしている（＝中国から日本への物流途上で加工が行われていない）場合、日本でBack-to-back C/O を発給、ベトナムでRCEP特惠関税を利用できる可能性があります。

●連続する原産地証明書“Back-to-Back C/O”の発給機関と関連情報：[RCEP 日本商工会議所マニュアル P.76/114 “7.4連続する原産地証明書\(Back to back CO\)の発給申請をする”](#)をご参照ください。

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=50

6 | RCEP（認定輸出者による自己証明）（相談事例）

（質問） 国内の委託先で製造した化粧品の原料(HS3912.39)を日本から中国へ輸出します。中国からRCEPの原産地証明書の依頼がありましたが、これは自己申告制度を使って弊社が作成できるものなのでしょうか。

（回答）

結論から言いますと、**自己申告制度は(協定上は存在するが) 現時点ではまだ使えない**、と考えてください。

➡参照先(税関サイト)

「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」税関

https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html (抜粋し、一部引用 ▼)

自己申告制度とは、輸出者、生産者又は輸入者自らが「原産品申告書」を作成し、産品が原産品であることを証明する制度です。日本からの輸出において自己申告制度を採用しているEPAは、日豪協定、CPTPP、日EU協定、日英協定、RCEP協定(豪州、ニュージーランド、韓国仕向)、日米貿易協定となります。(▼ 引用ここまで)

日本から中国向け輸出でのRCEP原産地証明については、現時点では一般の輸出者が自由に行う「輸出者自己申告制度」は利用できません。つまり中国向け輸出の場合、輸出者(または生産者)は日本商工会議所による『第三者証明』制度を利用することになります。

日本輸出者等が自由に原産品申告書を発行できる「輸出者・生産者自己申告制度」は現在利用できる相手国が限定されています。輸出者又は生産者による自己申告制度を実施している国(自己証明で輸入通関できる国)は 現在、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国の4か国(のみ)です。**日本→中国は現時点では利用できません。**

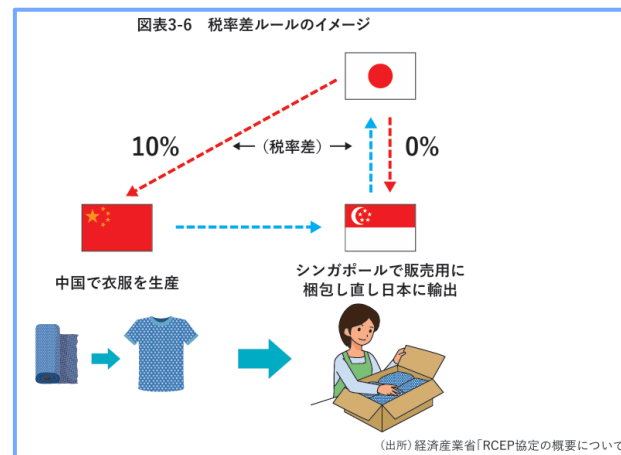
●では「RCEP発効後、輸出者・生産者自己申告制度はいつ導入されるか？」

中国はRCEP発効後10年以内、カンボジア、ラオス、ミャンマーは協定発効後20年以内に『導入予定』とされています。RCEPは日本を含む多くの締約国で2022年1月1日に発効しています。従い、中国は「自己申告制度」の導入は概ね2032年頃；ただし「2032年から必ず開始」ではなく、その前に導入される可能性もあるかもしれない、といった理解、認識になります。

(参考資料)「RCEP協定原産地規則について」税関 <https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep/rcep1.pdf>

7 | RCEP（税率差ルール）

（解説） 譲許税率を締約国ごとに設定する国（個別譲許している国）の場合、輸入国は原則として物品の輸出国に応じた譲許税率を適用することになっています。
したがって、意図的に低税率の締約国を経由して輸出する（いわゆる「迂回輸出」）も想定されます。
それを防ぐためのルールが「**税率差ルール**」です。



図表3-7 各国の税率差特別ルール対象品目リスト

	品目数	主な対象品目
日本	100	農産品、皮革、履物
中国	82	綿糸、オートバイ、機械類、農産品等
韓国	99	自動車、自動車部品、機械類、農水産品等
インドネシア	99	鉄鋼、自動車、化学等
タイ	98	機械類、鉄鋼、農水産品等
フィリピン	41	ゴム、エアコン、ゴム製品、野菜等
ベトナム	100	オートバイ、自動車部品、ガラス、農水産品等

(※) マレーシアは、インドのみを特殊ルールの適用対象とし、具体的な品目の提示を保留。それ以外の7カ国（豪州、NZ、シンガポール、ブルネイ、ミャンマー、カンボジア、ラオス）は共通譲許を採用。上記の品目数はHS2012基準の関税分類に基づく。

(出所) 経済産業省「RCEP協定の概要について」

7 | RCEP（税率差ルール） 続き

（解説）

税率差ルールの対象となる原産品は、輸出締約国がRCEP原産国であれば当該輸出国に対する税率を適用するのが基本ルールです。

RCEP原産国とは「原産品としての資格を取得した締約国」と定義されます。

したがって、当該原産品が 輸出締約国で原産地規則を満たしたのであれば、その輸出締約国がRCEP原産国となります。

ただし、原産地規則のうち「原産材料のみから生産される産品」の基準を用いて生産する場合、**「軽微な工程」以外の生産工程が輸出締約国で行われた場合に限り、**当該輸出締約国がRCEP原産国となります。

➡**「軽微な工程」とは、**輸送または販売のための産品の包装などを意味し、原産性の資格の取得が認められないミニマルオペレーションと同じ工程が対象とされています。

対象品目は国ごとに別途、定められています。

対象品目のHSコードや追加要件が課される期間（実質的に税率差が生じる期間と同義）などは、協定文（英文）

「Annex I Schedules of Tariff Commitments」に国別に

Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6(Tariff Differentials)」として掲載されています。

各国の対象品目数と主な対象品目事例は図表3-7のとおりです。

上述ルールにより輸出締約国が直ちにRCEP原産国とならない場合には、当該原産品の生産に使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国がRCEP原産国となり、当該締約国に対するRCEP協定税率を適用します。

税率差品目ルールを適用してRCEP原産国を特定することは事務的負担となることが考えられるため、輸入者は上記ルールを適用せず、対象原産品において、

①生産に使用された原産材料を提供した国のうち最も高い税率、

②締約国に適用される中で最も高い税率のいずれかを選択して適用し（前者は原産材料の提供国を証明できる場合に限られます）、RCEP協定税率の申請を行うことができます。

(質問) 当社は機械系商社です。インドメーカーからベトナムへ設備機械を直送する三国間貿易です。

商流：インドメーカー → 日本商社（当社） → ベトナム顧客、です。AIFTAのForm AI取得を検討しています。

(1) Form AIにはFOB価格が記載されますが、ベトナム輸入通関時に使用するインボイス価格(日本商社→ベトナム顧客の販売価格)と一致している必要がありますか。

(回答)

(1) Form AIのFOB価格と、ベトナム輸入時のインボイス価格が異なっても、原則として問題ありません。

理由は、AIFTAが「Third Country Invoicing(第三国発行インボイス)」を明示的に認めているからです。

AIFTA の Article 22では、

The Customs Authority in the importing Party shall accept an AIFTA Certificate of Origin where the sales invoice is issued either by a company located in a third country or an AIFTA exporter for the account of the said company...

とあり、**(輸入国税関は、第三国所在企業が発行したインボイスによる場合であってもAIFTA原産地証明書を受理しなければならない)**、と規定されています。 …※「第三国所在企業」= 日本商社

Form AIのFOB価格（インド輸出者→日本商社向け価格）、及び ベトナム輸入インボイス（日本商社→ベトナム顧客向け価格）これらが一致しないことは、この三国間取引(仲介貿易)の性質上、当然です。

2024年のインド税関(CBIC)の通達でも、C/O(Form AI)は原産性を証明する書類、Invoiceは関税評価(Customs Valuation)の書類であり、両者は目的が異なると明確説明されている模様です。したがって、Form AI上のFOB価格 ≠ ベトナム輸入インボイス価格、というだけで、特惠適用が否認される根拠はありません。



8b | 三国間貿易(仲介ビジネス)におけるEPA活用 ASEAN・インドFTA と サプライチェーン (相談事例)

(質問) インドメーカーからベトナムへ直送する三国間貿易(続き-1)

商流: インドメーカー → 日本商社(当社) → ベトナム顧客、です。AIFTAのForm AI取得を検討しています。

(2)ベトナム輸入通関時に当社インボイスを使用する場合、**Form AIの「Third Country Invoicing」**は必須ですか。

(回答)

(2)ベトナム輸入時に日本商社インボイスを使う場合、**「Third Country Invoicing」のチェック**は必須か?

➡結論:「必須」です。★JETROのAIFTA通関手続資料ご参照ください;

『ASEAN-インドFTA(AIFTA)に関する輸入通関手続き』ジェトロ資料(※) ▼

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/procedure/pdf/aifta_customs_clearance.pdf

第三国インボイスの場合、**Form AIのBox 13「Third Country Invoicing」**

第三国発行者の名称・住所の記載が必要とされています。

➡上記(※)JETRO資料の『ベトナム』の項; FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+
・オリジナルCO (Form AI)・第3国の企業により発行されたインボイス

注:COの第13欄の"Third Party Invoicing"にチェックがあること。

☒ Box 13「Third Country Invoicing」にチェック

生産・輸出者インド / 輸入者ベトナム / 仲介貿易の主体=商流上の売主: 日本商社
貨物: インド → ベトナムへ直接輸送 インボイス: 日本商社 → ベトナム輸入者へ発行
この場合、原産地証明書は Form AI Form AI の Box 13 で **✓ Third Country Invoicing** にチェック

【Third Country Invoice】

商流上の売主: 第3国業者(日本商社)
が輸入者(ベトナム買手)へ発行

8b 資料 (1)

ASEAN – INDIA FREE TRADE AREA PREFERENTIAL TARIFF

CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined Declaration and Certificate)

FORM AI

13. Where appropriate please tick:

☒ Third Country Invoicing

【Third Country Invoice】

商流上の売主：第3国業者(日本商社)
が輸入者(ベトナム買手)へ発行

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)			Reference No.		
2. Goods Consigned to (Consignee's name, address, country)			ASEAN – INDIA FREE TRADE AREA PREFERENTIAL TARIFF CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined Declaration and Certificate) FORM AI Issued in Brunei Darussalam (see Overleaf Notes)		
3. Means of transport and route (as far as known) Departure date: Vessel's name/Aircraft etc.: Port of Discharge:			4. For Official Use ☐ Preferential Tariff Treatment Given Under ASEAN-India Free Trade Area Preferential Tariff ☐ Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s) Signature of Authorised Signatory of the Importing Country		
5. Item number	6. Marks and numbers on packages	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing country)	8. Origin Criterion (see Notes overleaf)	9. Gross weight or other quantity and value (FOB)	10. Number and date of invoices
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in (country) and that they comply with the origin requirements specified for these goods in the ASEAN-India Free Trade Area Preferential Tariff for the goods exported to (importing country) Place and date, signature of authorised signatory			12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Place and date, signature and stamp of certifying authority		
13. Where appropriate please tick: ☒ Third Country Invoicing ☐ Exhibition ☐ Back-to-back CO ☐ Cumulation					

ASEAN-インドFTA (AIFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特惠税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の輸入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入 通関に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
ベトナム (10/06/01発効)	・通関申告書(原本2部) ・売買契約書(Faxやメール等の書面でコピー1部)又は輸入委託の場合はその輸入委託契約書(コピー1部) ・インボイス(原本1部) ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)(コピー1部) その他、必要に応じて以下のような必要書類の例がある。 ・物品が多種に分かれているか、別個に梱包されている場合は、物品リスト(原本及びコピー1部) ・輸入物品が国内法令により検査を受ける対象である場合(食品安全や動植物検疫等)は、検査登録証もしくは検査官轄機関により発行された検査免除を記載する公式文書(原本1部) ・輸入物品が国内法令により検査が必要な物品については、その検査結果を示した証明書(原本1部) ・輸入価格を証明する書類(原本2部) ・輸入物品が国内法令により輸入許可の対象である場合は、輸入許可書(原本1部。同じ物品を数回輸入する場合はコピー要) ・輸入関税免除に関連する場合はその関連書類 ・付加価値税に該当しない場合はその関連書類	左記+ ・原産地証明書(Form AI) (小額輸入の際の原産地証明書提出免除) 課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合	左記+ ・通し船荷証券(Through B/L) ・第三国で貨物を積卸し、積み替えた場合、1. 積み替えが地理的理由その他により必要であったこと、2. 積み替えは経由国で商業的に行いや消費などされていないこと、3. 当該貨物は積み下ろしなど以外のプロセスを経ておらず貨物の原産性が維持されていること、これらを証明した書類	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ ・オリジナルCO (Form AI) ・第3国の企業により発行されたインボイス 注: COの第13欄の“Third Party Invoicing”にチェックがあること。	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ ・Back to Back CO (Form AI) 注: Back to Back COの第7欄にオリジナルCOの発行日と番号があること。 注: Back to Back COの第11欄にオリジナル輸出者の氏名があること。 注: Back to Back COの第13欄の“Back to Back CO”のチェックがあること。	・通関時に原産地証明書が間に合わず輸入者の手元にない場合、輸入者は、税関に対して原産地証明書の提出が遅延することを書面で申告しなければならない。税関は輸入申告日から30日以内であれば認可することもある。 ・輸入者は、一旦MFN税率相当の関税を支払い、申告日から最大30日以内を限度に原産地証明書を税関に提出すれば、MFN税率と特惠税率との差額分の還付を受けることができる。 ・万が一、30日を越えた場合でもCOが有効期限内であれば税関に受け付けてもらえる。ただし、行政罰金とし500万ベトナムドンを支払い、税関による当該貨物の検査がなされる。

『ASEAN-インドFTA(AIFTA)に関する輸入通関手続き』ジェトロ

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/procedure/pdf/aifta_customs_clearance.pdf

8c | 三国間貿易(仲介ビジネス)におけるEPA活用 ASEAN・インドFTA と サプライチェーン (相談事例)

(質問)

(3) Form AI上 とベトナム税関へ提出する Invoice Numberが異なる場合でも、AIFTA特惠適用は可能でしょうか。



(回答)

(3) **Form AI C/Oに記載の Invoice Number**と、**ベトナム税関提出の Invoice Number** とが異なる場合：**Third Country Invoicing** が適切に記載されていれば、**特惠適用可能な場合が多い (※)** のものと思料します。

(※現実のAIFTA適用の決定権限は輸入国ベトナム税関にあるため、断定まではできません)

第三国インボイス取引(三国間貿易・仲介取引)では、

Form AI に記載される Invoice は、

- ・ **インド輸出者発行 インボイス (仲介者である日本商社の「買い」インボイス)** となっているが、そのほか
- ・ **ベトナム税関提出 インボイス (日本商社がベトナム顧客へ発行する「売り」インボイス = 通関に使用)**

が存在している構図となるため、Invoice (Number) が異なること自体、仲介貿易としては当然に発生します。

9 繊維製品の加工工程基準（相談事例）

（質問） 日本からタイへ商用目的で日本製の中古衣料(古着)を輸出する事業を検討しています。主な商品は、日本のブランド（*ブランド名：省略）で日本製中古衣料です。日本製中古衣料は、日タイEPA(JTEPA)またはRCEPを利用して輸出できますか。

中古衣料でも特定原産地証明書の発給対象になりますか。原産品であることを証明するためにはどのような資料が必要ですか（Made in Japanタグ、仕入れ伝票、オークション落札明細など）。継続的にタイへ輸出する場合どのような手続きが最も適切でしょうか。

（回答） 日本からタイへ輸出される中古衣料がどのEPAで特惠関税になっているか確認が必要です。

中古衣料のHSコード(4桁のみ)は63.09と思われますが、このHSコードですと日本とタイ間で使用できるEPAは以下3つあります。各EPAとも、通常輸入関税30%(MFN税率)に対し、EPAを活用し各EPAの原産地規則に基づき日本の原産地証明書があれば無税輸入が可能となります。

1) RCEPの原産地規則 : CC

2) 日アセアンEPAの原産地規則 : 完全生産品(日本国) …「WO」: Wholly Obtained

3) 日タイ2国間EPA原産地規則 : CC (ただし、*条件あり*) →

* (条件) 当該產品が
いずれかの締約国において
裁断され、又は特定の形状
に編まれかつ縫い合わされ、
又は組み立てられること

一般に繊維(衣類)の原産地規則は複雑です。(1)紡ぐ、(2)織る/編む、(3)裁断/縫製の各工程を通して衣類(完成品)を生産する国が原産国として認められます。これらを3工程ルール、2工程ルール、1工程ルールと呼び、各EPAで採用されています。日タイ協定は2工程ルールで(2)と(3)を日本国内で行うことで日本原産と認められます。

RCEPは1工程でよく、(3)を行って衣類が生産される国が原産国です。(糸の紡績や製織は不要)

衣類に非原産国の材料が使用されている場合、関税分類コードの変更(CC)でHSコードの最初の2桁(類)が変更されていることが、RCEPや日タイ協定の原産地規則となっています。★中古製品について次以降のスライドでご説明

貴社が輸出されます中古衣類の原産性を証明できる書類を新品を生産したメーカーからの入手が必要となります。
Made in Japanタグ、仕入れ伝票、オークション落札明細等では、EPA認定(原産品証明)されないと思料します。

「繊維製品の原産地規則・証明方法 に関する留意事項（第三者証明制度を採用する協定※を対象とする）」

2023年10月改訂 経済産業省 【公式資料】

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/guideline_for_textile_and_apparel.pdf

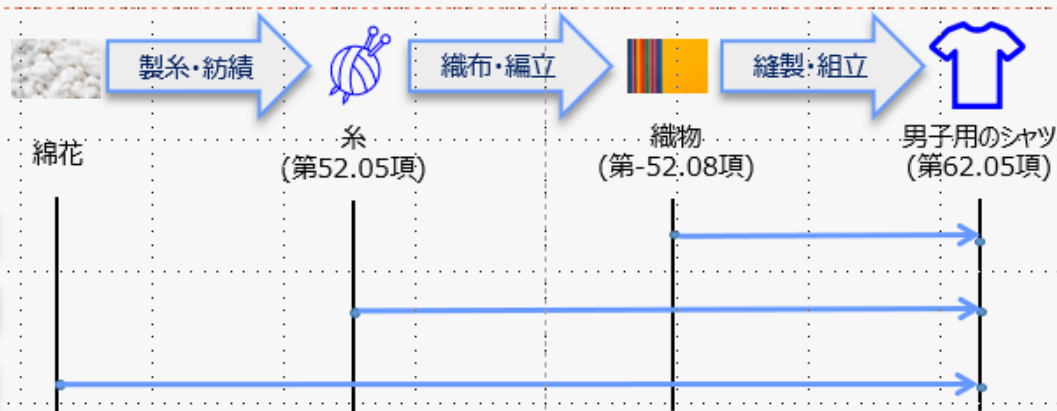
繊維・繊維製品の「品目別規則」の内容

EPA相手国等	品目例（男子用のシャツ（第62.05項））の規則の内容
TPP11	3 工程（繊維からの製造、ただし、材料の種類によっては、糸・織物の使用も可能）
日ASEAN および ASEAN加盟国(ブルネイ以外)2国間EPA	2 工程、または 1 工程 + ASEAN累積ルール（締約国、ASEAN加盟国において製織）
日EU-EPA	2 工程（織布・編立+縫製・組立）、または 1 工程 + なせん*（なせんして縫製・組立）等
RCEP	1 工程 RCEP附属書3A（第62類）：CC（他の類からの変更）

3 工程ルール
（繊維からの製造）

2 工程ルール
（糸からの製造）

1 工程ルール
（織物・編み物
からの製造）



*なせん（独立の作業）：
スクリーン、ローラー、デジタル
又は転写の技術と二以上の
準備又は仕上げの工程との
組合せ

繊維製品の原産地規則・証明方法
に関する留意事項
（第三者証明制度を適用する協定を対象とする）



2023年10月改訂
経済産業省

出所：「基礎から学ぶ原産地規則」（長谷川実也・松本 敬 共著）公益財団法人日本関税協会 2023/3/17 初版

【出典：図5-10-1 日本のEPAの品目別規則との比較（繊維・繊維製品）130ページ】を基に、一部を加筆して作成

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/guideline_for_textile_and_apparel.pdf

【トピックス】中古品はEPA適用できるか？

(注意喚起) 「中古品に対する日EU協定・日英協定の原産地規則の適用について」

中古品に対する日EU協定・日英協定の原産地規則の適用について (PDF;348KB) [PDF資料 \(下記・一部引用\)](#)

https://www.customs.go.jp/roo/3_leaflet_tyuko.pdf

ポイント

新品の生産の時点で協定にもとづく原産品であって、**使用中にもその原産性が失われていないことを証明する必要があります。...**→**商流を転々として証明することが難しい場合が多い**
(例外：更生タイヤ等、中古品に対する特別な原産地規則が定められている場合) →次ページ『再製造品』

例1. 中古の乗用車

品目別規則：MaxNOM55パーセント (EXW) 又はRVC50パーセント (FOB)

※日EU協定は発効後3年間 日英協定は、日EU協定に連動

HS8703.22



新品の乗用車

使用

HS8703.22



中古の乗用車

必要な証明書類の一例

乗用車の生産者から入手した、新品の乗用車が品目別規則 (付加価値基準) を満たすことを示す書類 (原材料価格表等)

例2. 中古の衣類 (セーター)

品目別規則 (HS6110.11)：メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること (布の裁断を含む。)との組合せ 等

HS6110.11



新品の衣類 (セーター)

使用

HS6309.00



中古の衣類 (セーター)

必要な証明書類の一例

衣類の生産者から入手した、新品の衣類が品目別規則 (加工工程基準) を満たすことを示す書類 (製造工程表等)

10 | CPTPPの「再製造品」規定

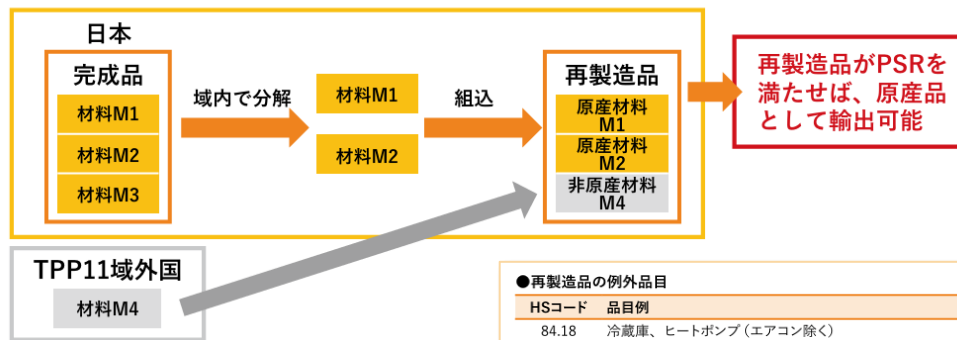
TPP11域内で取得される「回収された材料」は、それらを「再製造品」（機械類が主な対象）の生産に用いる場合、**原産材料とみなすことができます**

- **再製造品**とは、TPP11域内で回収された材料によって完全にまたは部分的に構成され、新品と同様の耐用年数や性能があり、新品と類似の保証書があるHS84～90類の機械類（例外品目有り）
- TPP11域内で取得される「**回収された材料**」（注）は、再製造品の生産に使用され、組み込まれる場合、原産材料として扱うことができます。域内で回収された材料及び原産材料だけで再製造品を生産する場合、当該再製造品は原産品とみなすことができます。非原産材料も生産に用いる場合には、再製造品の関税分類（HSコード）に適用される品目別原産地規則（PSR）を満たす必要があります。

・再製造品に用いられることを条件に域内で「回収された材料」（M1、M2）は材料自体の原産性に関わらず原産材料の扱いが可能

・使用されなかった材料（M3）は、材料自体が原産品としての要件を満たせば、TPP11特惠税率で輸出可能

（例）再製造品の生産に非原産材料を用いる場合



●再製造品の例外品目

HSコード	品目例
84.18	冷蔵庫、ヒートポンプ（エアコン除く）
85.09	ミキサー、果汁搾り機
85.10	かみそり、バリカン、脱毛機
85.16	湯沸器、ドライヤー、電気アイロン
87.03	乗用車
8414.51	扇風機（125W以下）
8450.11	家庭用全自動洗濯機
8450.12	洗濯機（遠心式脱水機付き）
8508.11	真空式掃除機（1,500W以下）
8517.11	コードレス送受話器付きの有線電話機

（注）品目例は日本税関「輸出統計品目表（2018年版）」に基づく。

（注）「**回収された材料**」とは、1または2以上の個々の部品の形態をとる材料であって、次の作業の結果として得られるものをいう。（協定第1.3条）
（a）使用済みの製品の個々の部品への分解 （b）適正な作動状態に改良するために必要な（a）に規定する部品の洗浄・検査・試験その他の加工

付録 | 便利なサイト（ウェブページの具体的な利用方法）

外務省 我が国の経済連携協定（EPA／FTA）等の取組

- 発効済み・署名済みEPAの協定文、付属書（譲許表、品目別規則）の確認

税関 EPA・原産地規則ポータル 品目別原産地規則

- 国名、品目（HSコード）に基づき、複数EPAの品目別規則(PSR)を一覧検索

経済産業省 原産地証明 ガイドライン

- CTC対比表、VA計算表ワークシート（Excel形式）を掲載

税関 EPA・原産地規則ポータル 原産地基準・証明手続／様式見本

- 自己申告制度（日豪、CPTPP、RCEP)の原産品申告書（英文-WORD形式）掲載

日本商工会議所 特定原産地証明書発給申請マニュアル

※青色項目をクリックすると該当ウェブサイトに飛ぶことができます

【参考】HSコード 全97類

巻末資料

1	1類	生きている動物	26類	鉱石、スラグ、灰	51類	羊毛、獣毛、馬毛	76類	アルミニウム、その製品
	2類	食肉	27類	鉱物性燃料	52類	綿、綿織物	78類	鉛、その製品
	3類	魚介類	28類	無機化学品	53類	その他の紡織用繊維	15 79類	亜鉛、その製品
	4類	酪農品	29類	有機化学品	54類	人造繊維の長繊維	80類	すず、その製品
	5類	動物性生産品	30類	医療用品	55類	人造繊維の短繊維	81類	その他の卑金属
2	6類	樹木、茎、根、花	31類	肥料	56類	ウオッディング、フェルト	82類	工具、道具、刃物
	7類	野菜	32類	染料、顔料	57類	じゅうたん、床用敷物	83類	各種の非金属製品
	8類	果実、ナット	33類	精油、化粧品	58類	特殊織物、レース	16 84類	ボイラー、機械類
	9類	コーヒー、茶	34類	せっけん、洗剤、ろうそく	59類	塗布・被覆繊維製品	85類	電気製品、AV機器
	10類	穀物	35類	たんぱく系物質、酵素	60類	メリヤス・クロセ編物	86類	鉄道用車両
3	11類	穀粉、でん粉	36類	火薬類、マッチ	61類	編物衣類、付属品	17 87類	自動車、二輪車
	12類	採油用の種、果実	37類	写真・映画用材料	62類	布帛衣類、付属品	88類	航空機、宇宙飛行体
	13類	植物性樹脂、エキス	38類	各種化学工業生産品	63類	その他の衣類、中古衣類	89類	船舶、浮き構造物
	14類	植物性組者	39類	プラスチック、その製品	64類	履物、その部分品	90類	光学、測定・医療機器
	15類	動植物性油脂	40類	ゴム、その製品	65類	帽子、その部分品	18 91類	時計、その部分品
4	16類	肉、魚の調製品	41類	原皮、革	66類	傘、つえ、ステッキ	19 92類	楽器、その部分品
	17類	糖類、砂糖菓子	42類	革製品、バッグ	67類	羽毛製品、造花	93類	武器、鉄砲弾、部分品
	18類	ココア、その調整品	43類	毛皮、人造毛皮	68類	石、プラスター、セメント	94類	家具、寝具、クッション
	19類	穀物、でん粉調製品	44類	木材、その製品、木炭	69類	陶磁製品	20 95類	玩具、遊戯・運動用具
	20類	野菜、果実の調製品	45類	コルク、その製品	70類	ガラス、その製品	96類	雑品
	21類	各種の調製品	46類	わら、組物材料、かご	71類	真珠、貴石、貴金属	21 97類	美術・収集品、こつとう
	22類	飲料、アルコール	47類	木材パルプ、古紙	72類	鉄鋼		
	23類	食品残留物、くず	48類	紙、板紙、紙製品	73類	鉄鋼製品		
	24類	たばこ、たばこ代用品	49類	書籍、新聞、絵画	74類	銅、その製品		
	25類	塩、硫黄、土石類、石灰	50類	絹、絹織物	75類	ニッケル、その製品		

1類～82類は、「材質」による分類（77類は欠番）

83類～97類は、「機能」による分類

「HSコード」：「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められたコード番号（「輸出入統計品目番号」、「関税番号」、「税番」などとも呼ばれる）